

議案第39号

備前市斎場設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市斎場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市斎場設置条例の一部を改正する条例

備前市斎場設置条例(令和2年備前市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表市外の欄を次のように改める。

市外
65,000円
45,000円
30,000円
16,500円
8,250円
350円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市斎場設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第39号参考資料
備前市斎場設置条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
区分	市内	市内	市外
火葬の執行	12歳以上の者	12,000円	45,000円
	12歳未満の者	10,000円	30,000円
	死産児(妊娠4箇月以上の死胎を含む。)、死体の一部	7,000円	22,500円
手術肢体、胎盤及び産汚物類の焼却	3,300円	3,300円	11,000円
霊安室の貸与	24時間以内	無料	5,500円
	24時間を超える場合は1時間増すごとに	無料	250円
備考(略)		備考(略)	